

# 観光誘客促進道民割引事業（どうみん割） 取り扱いマニュアル

アウトドア体験事業者  
（北海道知事認定アウトドアガイド限定）用  
6月24日 Ver1.

本書は、北海道によるどうみん割実施要綱（未定稿）に基づいて体験協が作成した  
どうみん割に係るアウトドア体験施設助成実施要綱（未定稿）に基づいて作成した  
マニュアルです。  
北海道によるどうみん割実施要綱の更新により一部、変更になる場合もあります。  
予めご了承下さい。

## 1. 「どうみん割」について

どうみん割とは、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ旅行需要の回復を図るため、事務局（道と契約した事業者）が実施する支援金であり、対象事業者が販売する対象商品に対する割引額を支援するものです。

### <対象事業者>

6月に北海道経済部観光局より配信した「安心宣言書」を掲示するなど、「新北海道スタイル」の取り組みを实践し、北海道知事認定アウトドアガイドを雇用している法人、個人事業主、フリーランスの北海道知事認定アウトドアガイド等  
**北海道に居住し、現在、活動中の全ての北海道知事認定アウトドアガイドが対象です。**

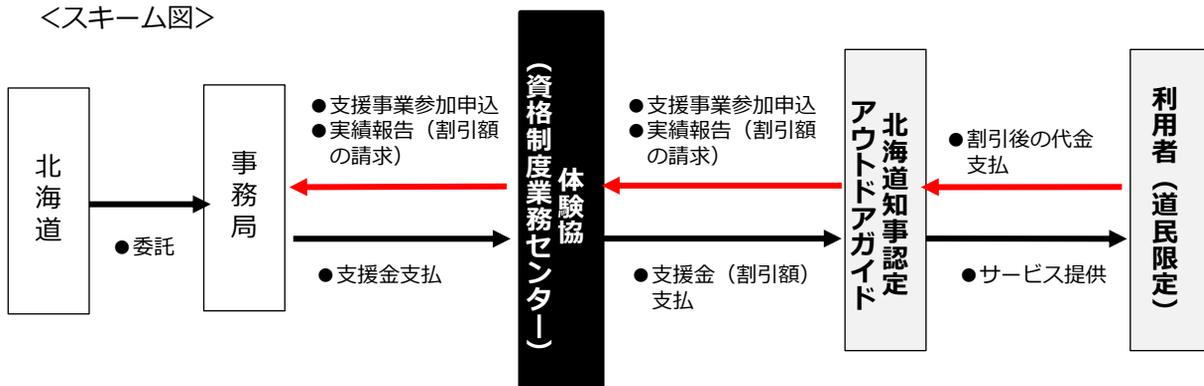
※実施要綱第3条（2）に該当する場合、市町村等より同様の支援を受けている場合は対象外です。

### <対象商品>

北海道知事認定アウトドアガイドが提供するアウトドア体験

利用者 = 道民限定

### <スキーム図>



**助成事業参加申込受付、代金支払等については、北海道体験観光推進協議会（体験協）が窓口です。**

## 2. 「割引額」(支援金) について

以下のとおりです。

1人あたりの販売価格	割引額
4,000円～5,999円	2,000円
6,000円～9,999円	3,000円
10,000円以上	5,000円

※1人あたりの販売価格が4,000円に満たない場合は、適用されません。

例えば、「自然ガイドツアー（お茶のサービス付き）」など、各自商品開発をお願いします。

※予約時には、サイトへの住所入力や電話での口頭確認により確認し、当日、全員の証明書（運転免許証、健康保険証、パスポートその他道民であることを確認できる書類）により住所確認し、割引後の代金を徴収して下さい。

### 3. 対象期間について

●令和2年7月10日～令和3年1月31日

※体験協から支援金交付決定を通知した日以前の予約については、対象外となります。

### 4. 「支援事業参加申込」（申請）について

以下の書面にご記入の上、体験協宛にお申込み下さい。

- ①様式第1号「助成事業参加申込書」
- ②様式第2号「誓約書」
- ③北海道知事認定アウトドアガイド一覧表
- ④「北海道スタイル」安心宣言のコピー
- ⑤支援を受ける体験メニューの定価表

**申込は、7月16日（木）まで随時受け付けます。**

※7月10日以降に事業着手する場合は、着手後から令和3年1月31日までの計画についてご記入下さい。

※④については、6月に北海道経済部観光局より配信した「北海道スタイル」安心宣言に記名の上、お送り下さい。また、記名した安心宣言については、受付、事務所等の利用者に目立つ場所に掲示願います。

### 5. 支援金のお支払いについて

当月1日から末日までの実績について、翌月10日までに実績報告に係る以下の書類を作成し体験協宛にご提出下さい。

- ①様式第3号「実績報告書」
- ②様式第4号「支援金申請書」

※様式については、支援金交付決定後にお送りします。

**書類精査の上、受理した日から45日以内に、指定された口座に支援金をお支払いします。**

### 6. 割引対象となる体験メニューの範囲について

①5分野の屋外体験メニューをそれぞれの有資格者が提供するメニューが対象の基本です。  
ガイドなしのセルフツアーは対象外です。

②「どうみん割」事業者として交付決定を受けた旅行会社等が、交通つき旅行商品として5分野の体験メニューを組み込んだツアーを主催する場合は、対象となりますが、体験協の取り扱いにはなりません。主催する旅行会社等の取り扱いになりますが、マージンが発生します。

**体験協の取り扱いについてはマージンや手数料は発生しません。**

③分野外のメニューを提供する場合（カヌーガイド資格しかないガイドがスノーシューツアーを主催するなど）は、対象外です。

ただし、

- 知事認定自然ガイド・山岳ガイドが所属している事業所が主催する場合は、対象になります。
- 「どうみん割」事業者として交付決定を受けた旅行会社等が分野外のメニューを組み込んだ旅行商品を主催する場合は、対象になりますが、体験協の取り扱いにはなりません。主催する旅行会社等の取り扱いになります。

④悪天候などで、屋内体験を代替実施した場合、以下の場合についてのみ対象となります。

- 資格を有する範囲内であること
- 予め公表され、利用者が代替メニューの存在を認識できる状況にあること
- 代替メニューについても「北海道スタイル」を実践していることを、体験協が確認済みであること
- 当初予定していたメニューを提供する事業所等と同一であること

⑤新型コロナウイルス感染症対策で実施するリモートツアーについては、対象外です。

## 7. その他

①新型コロナウイルス感染症拡大に伴うキャンセル料については、支援金の対象外です。また、利用者からのキャンセル料も徴収できません。

②①以外のキャンセル料は、支援金の対象外です。関係法令及び各事業者の規定に基づき、利用者から徴収して下さい。

③体験協が事務局に申請している支援額を超過する場合は、事業期間内であってもお支払できない場合もあります。予めご了承下さい。

ーその他、ご不明な点などございましたら、どうぞ下記にお問合せ下さいー

### 【お問合せ・お申込先】

一般社団法人 北海道体験観光推進協議会  
〒060-0063 札幌市中央区南3条西6丁目セザール第一札幌301号  
TEL.011-222-1412 FAX.011-221-6564  
E-mail:info@do-taiken.jp  
URL:http://do-taiken.jp/